

高齢労働者の労働災害防止対策が努力義務化 (令和 8 年 4 月 1 日施行)

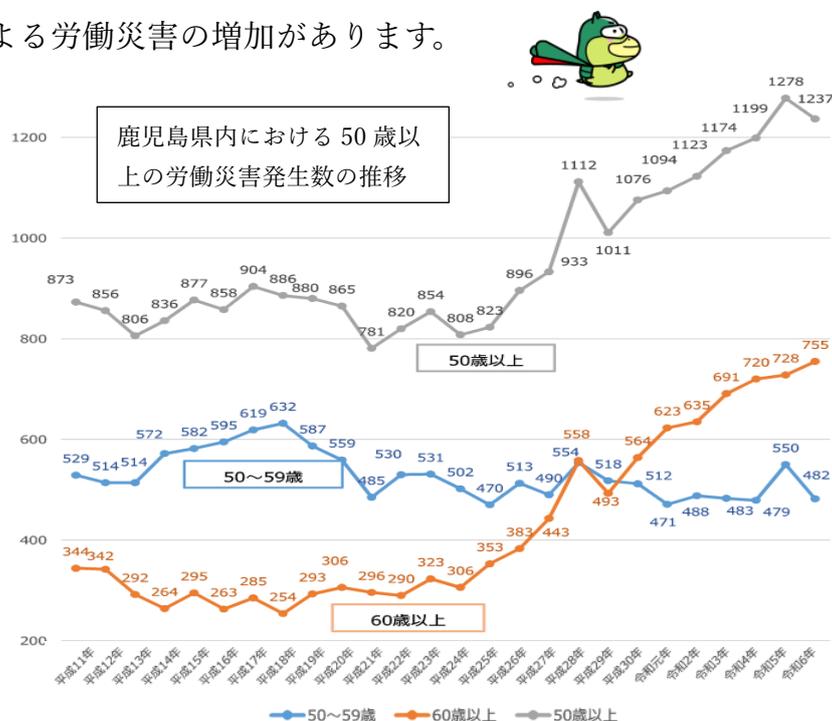
労働安全衛生法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日より「高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講ずること」が**努力義務化**されます。

背景には、昨今の高齢労働者による労働災害の増加があります。

右のグラフは、過去 25 年の鹿児島県内における 50 歳以上の労働災害発生数(休業 4 日以上)推移です。

県内の労働災害発生数は、平成 21 年の 1615 件以降増加傾向にあります。高齢者の災害もほぼ同じ時期より増加しています。

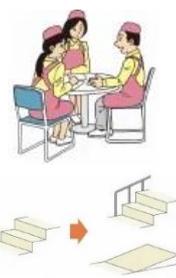
今回の法改正については指針が出される予定ですが、現在発出されている高齢者対策として以下に記載する「エイジフレンドリーガイドライン」があります。



【エイジフレンドリーガイドライン】－事業者が行う取組事項の概要(抜粋)－

(1) 安全衛生管理体制の確立

経営トップ自らが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明、担当者を明確化し、対策のために労働者の意見を聴く機会を設けます。身体機能の低下等による労働災害についてヒヤリハット事例等の情報を洗い出し、リスクアセスメントを実施し、対策の優先順位等を検討します。



(2) 職場環境の改善

段差の解消や補助機器など身体機能の低下を補う設備や装置の導入等ハード面の対策を行います。また、敏捷性や筋力低下等の特性を考慮した作業内容等の見直しなど作業管理に伴うソフト面の対策を行います。



(3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

雇入健診や継続的な体力チェック等により労使双方が体力状況を把握。

(4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

把握した基礎疾患や体力の状況等を考慮した作業内容やマッチングの検討のほか、高齢労働者の身体機能の維持・向上の取組み等を行います。



(5) 安全衛生教育

写真・図・映像等の文字以外の情報等を活用した丁寧な教育訓練を行います。



薩摩川内市 市民健康課からのお知らせ

血圧120/80mmHg 未満を目指して 高血圧を防ぐ！

正常血圧と比較した血圧レベル別の脳心血管病死亡リスク

最高血圧	140以上	高血圧(治療対象)	リスク3~7倍	
	130~139	高値血圧	リスク2倍	
	120~129	正常高値血圧★	リスク1.5倍	
	120未満	正常血圧		
		80未満	80~89	90以上
		最低血圧		

成人における診察室血圧値(単位mmHg)の分類
(「高血圧管理・治療ガイドライン2025」より作成)

薩摩川内市では、脳卒中(脳梗塞、脳出血)や心筋梗塞で亡くなる方が、全国、鹿児島県と比較して多いことが分かっています。これらの脳心血管病の最大の危険因子は、『高血圧』です。

2025年8月に日本高血圧学会が改訂した高血圧に関するガイドラインによると、血圧が”120/80mmHg(正常高値血圧)”を超えると、脳心血管病のリスクが高まると示されており、治療対象となる140/90mmHg 以上になる前の早い段階から高血圧予防が必要であることがわかります。

※今日からできる高血圧予防！(参照:健康日本21)

- ① 1日の塩分7gを目指そう！血圧は、塩分摂取に比例して上がります。
- ② 野菜を350g食べよう！野菜を食べて余分な塩(ナトリウム)を排泄♪
- ③ 自分の血圧を知ろう！あなたの血圧は、左の図のどのライン？

働く世代は要注意！若い人は、下の血圧から高くなる！

若い時は、血管の弾性が高いため、下の血圧から高くなります。この状態を放置すると動脈硬化が進み、上の血圧も高くなってきます。

職場の健康づくりに取り組む企業・事業所を応援しています！！

- ・薩摩川内市内の事業所にお伺いし、勤務形態や健診結果、生活習慣に合わせたテーマで保健師・栄養士・歯科衛生士による健康講話を実施しています。個別相談もOKです！！
- ・今年度も5事業所にお伺いさせていただきました！(健康診断結果の見方や高血圧の話等)
- ・新年度に向けて、社員の健康づくりを始めませんか？お気軽にご相談ください。

Web フォーム



申し込みはこちら
またはお電話でも

【問い合わせ先】薩摩川内市 市民健康課 (川内保健センター) TEL:0996-22-8811

ハローワークからのお知らせ

令和7年4月から

「育児時短就業給付金」が創設されています。

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)をした場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

○支給を受けることができる方(支給資格)

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

支給要件、支給額・支給、支給を受けることができる期間及び申請手続きに関する注意事項につきましては各ハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク川内 TEL22-8609
お問い合わせ先 ハローワーク出水 TEL62-0685
ハローワーク宮之城 TEL53-0153